下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会(第4回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務)

1 日 時

平成16年9月13日(月)13:30~15:00

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

(委員長) 武田和博

(委員) 井原理代, 遠藤英嗣, 近藤浩二, 津川博昭 (五十音順)

(庶 務) 井本高松高裁総務課長

(説明者) 豊澤高松高裁事務局長

4 議 題

- (1) 平成17年4月期の再任(判事任命)候補者に関する情報収集について
- (2) 平成16年新任判事補に関する情報収集について(司法修習生からの任官)
- 5 席上配布資料

下級裁判所裁判官指名諮問委員会から送付された資料

- 6 議事
 - (1) 事務局長の入室許可

実質的な協議に際し、高松高裁管内の実情についての説明を要することを考慮し、説明者として豊澤高裁事務局長の出席が許可された。

(2) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果

庶務から、9月9日(木)に開催された「下級裁判所裁判官指名諮問委員会 (第10回)」の審議結果についての報告がされた。

委員から, "新任判事補候補者について,任官希望者が誰であるか明らかでないことから,地域委員会から検察庁及び弁護士会に判事任命ないし判事再任

の指名候補者に関する情報提供の周知依頼を行う際に、新任判事補候補者について特段の情報が提供されれば、それを中央の委員会に提供する旨を附記すべきでないか"という意見が出された。しかし、第4回の下級裁判所裁判官指名諮問委員会でも取りまとめられたように、地域委員会においては、一般的な情報収集は行わないが、地域委員会に新任判事補候補者に関する特段の情報が寄せられた場合には、それを中央の委員会に提供するものとされており、各会に対する情報提供の周知依頼文書には上記附記を行わないものとされた。

(3) 審議資料の説明

庶務から,本日の審議資料について説明した。

- (4) 判事任命ないし判事再任の指名候補者に関する情報収集について
 - (ア) 情報収集の方法については、中央の委員会から示された方針に沿って行うことで了承された。これを受けて、指名候補者について、現に所属する庁に対応する検察庁、弁護士会に対して指名候補者の名簿を提供して、指名の適否に関する特段の情報を有する場合にはこれを提供してもらうよう依頼するものとされた。

なお、当地域委員会への情報の受付締切期限については、10月27日 (水)までとされた。

- (イ) 今回中央の委員会から当地域委員会に情報収集の依頼のあった重点審議 者についても、上記(ア)と同様の方法により情報収集を行うこととされた。
- (ウ) 今回中央の委員会から地域委員会に対し、弁護士会へ情報収集の周知依頼をするに際し、各弁護士個人から寄せられた情報を弁護士会が取りまとめること、及び、段階評価式アンケートによる情報収集を行うことはいずれも相当でないという中央の委員会の考え方を、改めて伝えてもらいたいという依頼については、上記(ア)の依頼文書とは別に作成して送付することとされた。

- (エ) 寄せられた情報の取扱いについては、指名候補者のプライバシーに深く 関わることから、庶務担当である高裁総務課にファイリングして備え置くこ とにして、いつでも委員に閲覧できるようにすることとされた。
- (5) 平成16年度新任判事補候補者に関する情報収集について

当地域委員会においては、各会に対する指名候補者名簿を提供しての一般 的な情報収集は行わないが、当地域委員会に新任判事補候補者に関する特段 の情報が寄せられた場合には、それを中央の委員会に提供するものとされた。

(6) その他

情報を収集する過程で何らかの問題が生じたり、緊急に検討を要する事項が 生じたりした場合には、委員長及び委員長代理が相談して処理することとし、 必要に応じて各委員に持ち回りで諮る方法をとることとされた。

(7) 次回の予定

次回は11月1日(月)午後1時30分とされた。